

相聞舎グループ 会員プログラム約款

第1条（目的）

本約款は、株式会社ジャパンリソース（以下「当社」といいます）が運営する相聞舎グループ（以下「当グループ」といいます）の会員プログラム（以下「本プログラム」といいます）に関し、会員（以下「会員」といいます）の利用条件および当社と会員との関係を定めるものです。

第2条（会員資格）

本プログラムの会員資格は、当社が定める手続きにより入会申込を行い、当社が

1. 承認した個人に付与されます。
2. 入会金および年会費は無料とします。
3. 会員は、本約款に同意したうえで入会したものとみなします。

第3条（ポイント制度）

1. ポイントは、宿泊施設のチェックアウト3日後に、支払宿泊代金（消費税込）に応じて100円ごとに1ポイント付与されます。
2. ポイント付与対象は、当グループ公式ホームページを通じた直接予約に限ります。旅行代理店サイト（OTA）等、公式ホームページ以外からの予約は対象外とします。
3. 以下の料金・サービスについては、ポイント付与対象外とします。
 - キャンセル料
 - 延泊・アップグレード等の現地追加料金
 - 飲食代、物販代、エステ・マッサージ等のオプション料金
 - 法令により課される税金・サービス料
4. 保有ポイントは、当グループ宿泊施設の宿泊代金に対して1ポイント＝1円換算とし、100円単位で利用できます。
5. ポイント利用時は、古いポイント（有効期限が早いもの）から順に消化されます。
6. ポイントの有効期限は、宿泊日から2年間とし、2年を経過した未使用ポイントは失効します。

第4条（会員ランク制度）

1. 会員は、直近2年間に獲得した累積ポイント数に応じ、以下のランクに区分されます。
 - ダイヤモンド会員：累積5,000ポイント以上
 - ゴールド会員：累積3,000ポイント以上5,000ポイント未満

- シルバー会員 : 累積 1,000 ポイント以上 3,000 ポイント未満
 - ブロンズ会員 : 累積 1,000 ポイント未満
2. 各ランクに応じ、宿泊代金の割引特典が適用されます。
 - ダイヤモンド会員 : 宿泊代金より 5%割引
 - ゴールド会員 : 宿泊代金より 3%割引
 - シルバー会員 : 宿泊代金より 2%割引
 - ブロンズ会員 : 宿泊代金より 1%割引
 3. ランク判定は、当社の定める基準に従い随時で行われます。

第 5 条 (特典)

1. 会員は、会員限定プランの利用、優先予約受付、割引特典など、当グループが別途定める特典を受けることができます。
2. 旅館ごとのオリジナル特典は、予約状況・繁忙状況・その他当社の事情により、提供できない場合があります。
3. 特典の内容、利用条件、提供方法は、当社の判断により予告なく変更、中止または終了する場合があります。
4. 特典の変更、中止または終了により、会員または第三者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第 6 条 (入会手続き)

1. 入会希望者は、当グループ公式ホームページに設置された所定の申込ページから、必要事項を入力の上入会手続きを行うものとします。
2. 当社が申込み内容を審査し、承認した場合、入会が成立します。
3. 当社は、申込みに際し、必要に応じて本人確認を行うことができるものとします。

第 7 条 (個人情報の取り扱い)

1. 当社は、会員の個人情報を、以下の目的の範囲内で適正に利用します。
 - 会員サービスの提供および管理
 - ポイント管理、特典提供、ランク判定のため
 - メールマガジン等によるサービス案内・情報提供
 - サービス向上・マーケティング分析のため(個人が特定できない統計処理後)
2. 会員は、入会申込時に個人情報の取扱いについて同意したものとみなします。
3. 個人情報の詳細な取扱いについては、当社のプライバシーポリシーに準じます。
4. 会員は、当社が定める手続きにより、登録情報の訂正・削除・利用停止等を請求することができます。

第8条（禁止事項）

会員は、以下の行為を行ってはなりません。

- 虚偽の情報登録
- ポイントや特典の不正取得・不正利用
- 会員資格または特典の第三者への譲渡または貸与
- 当グループまたは第三者への損害行為
- その他当社が不適切と判断する行為

第9条（会員資格の停止・取消し）

当社は、会員が本約款に違反した場合、または当社が不適切と判断した場合、事前通知なく会員資格を停止または取消することができるものとします。

第10条（退会）

1. 会員は、所定の方法により、いつでも退会することができます。
2. 退会后、保有ポイント・特典はすべて無効となります。

第11条（本プログラムおよび約款の変更・終了）

1. 当社は、会員への事前通知をもって、本プログラムまたは本約款の内容を変更または終了することができるものとします。
2. プログラムの変更または終了によって生じる損害について、当社は一切責任を負いません。

第12条（免責事項）

本プログラムの利用または特典に関連して発生した損害について、当社は一切の責任を負いません。

第13条（準拠法および管轄）

本約款の解釈・適用については日本法を準拠法とし、関連するすべての紛争は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（施行日：2025年5月15日）